筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１３６条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１３６条第２項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年１０月２３日

福岡法務局筆界特定登記官

記

１　筆界特定の手続の表示

手続番号　令和８年第６０号

対象土地　直方市大字感田１９９２番２

直方市大字感田２００２番３

手続番号　令和８年第６１号

対象土地　直方市大字感田２００２番２

直方市大字感田２００２番３

２　関係人の氏名又は名称

久恒鑛業株式会社

３　通知をすべき事項

⑴　筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知

⑵　上記⑴の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。